令和７年度

～ひとりじゃないでね、を伝えたくて～

子育て家庭支援事業のご案内

やらなきゃならないことがいっぱいなのに、時間がないな・・・

子育てのこと、不安だけど相談する人がいない・・・

最近は下の子のことばかりだったから、
上の子のためにゆっくり時間をとってあげたいな・・・

子育ては、日々子どもの成長を感じて幸せがいっぱい！
だけど…不安になることや誰かにちょっと助けて欲しい時もありますよね。
「他の人もやっているんだから」「こんなこと相談して良いのかな」
とサポートを受けることを遠慮していませんか。
毎日、家事や育児、仕事を頑張っている家庭をサポートしたい！
そんな想いを持った人へお繋ぎします。
まずは、社協へお気軽にご相談ください。

大丈夫、ひとりじゃないでね。

事業の詳細は
このチラシ裏面を
ご覧ください。

＜お問合せ先＞
社会福祉法人島田市社会福祉協議会
住所：島田市大津通２番の１
TEL：０５４７－３５－６２４４
FAX：０５４７－３４－３２６１
mail：fukushi-machizukuri@shimada-shakyo.jp

みんなで架けよう幸福（しあわせ）の橋
島田市社会福祉協議会

社協について知りたい方は
↓からSNS等をチェック！

事業内容

対象者　この事業の対象者は、島田市に住所を有する家庭で、つぎのいずれかに該当する家庭

(1)児童扶養手当を受給しており、小学生以下の子どもがいる家庭

(2)子育て応援課や島田市社会福祉協議会などが相談対応する中で、継続的な　支援が必要だと判断した小学生以下の子どもがいる家庭

(3)親が精神疾患等であり育児支援を必要とする中学生以下の子どもがいる家庭

内容

・家事支援

調理、洗濯、掃除、日用品の買い物　など

・育児サポート

子どもの見守り、遊び相手、育児に係る相談対応など

場所

原則自宅（養育者が在宅であることが条件）。その他の場所については応相談。

実施時間/利用可能時間　・実施時間　事業所が対応する時間のうち、平日午前９時から午後５時まで　・利用可能時間　１日１回２時間以内

１世帯あたり最大10時間（単年度）

利用料（自己負担）

・１時間あたり５００円（１時間以降は、30分ごと250円追加）

・買い物に要する費用や交通費等は自己負担

この事業は、赤い羽根共同募金を活用しています。

利用方法

① 島田市社会福祉協議会（以下「社協」）の窓口または電話にて相談

↓

② 初回のみ「登録申請書」「個人情報同意書」の提出

↓

③ 「利用申請書」の提出　※二次元コードから入力も可

↓

④ 社協から子育て支援サポート事業所（以下「事業所」）へ連絡し、支援日時を調整

↓

⑤ 社協から利用者へ利用決定通知及び利用券を送付

↓

⑥ 事業所による支援実施

↓

⑦ 利用料の支払い

・利用者は事業所へ自己負担分を支払い、社協から郵送された利用券を渡す

・社協から事業所へ利用券分の利用料を支払う

島田市社会福祉協議会は島田市子育て支援ネットワークに加入しています。

ひとりじゃないでね
you are not alone